

○印西市防犯カメラの設置並びに管理及び運用に関する要綱

平成 19 年 9 月 27 日告示第 142 号

印西市防犯カメラの設置並びに管理及び運用に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市が公共の場所において犯罪防止等の目的で設置した防犯カメラの管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪を予防することを目的として、公共の場所で特定の場所に常設するカメラで、画面表示、通信及び録画のために必要な関連機器並びに専用回線等により構成される装置をいう。
- (2) 画像 防犯カメラにより撮影された画像で、当該画像から特定の個人を識別することができるものをいう。
- (3) 公共の場所 道路、公園、広場、自転車駐車場、その他公共の用に供する場所をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、公共の場所への防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱いに際して、その設置目的を適正かつ効果的に達成するように努めるとともに、自己の映像を収録された者（以下「市民等」という。）の権利保護を図らなければならない。

(防犯カメラ管理責任者等の設置)

第 4 条 市は、公共の場所における防犯カメラの適正な設置、運用及び維持管理を図るため、犯罪を防止しようとする公共の場所の区域（以下「防犯対象区域」という。）ごとに防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）及び防犯カメラ運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置くものとする。

2 管理責任者は、当該防犯対象区域の公共の場所を所管する部の長とし、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 防犯カメラの設置場所に関すること。
- (2) 画像の保存及び取扱いに関すること。
- (3) 第三者からの画像の利用申請に関すること。

3 運用責任者は、当該防犯対象区域の公共の場所を所管する課の長又は出先機関の長とし、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 防犯カメラの保守及び維持管理に関すること。
- (2) 画像録画機器の点検及び維持管理に関すること。
- (3) 画像取扱職員（所属職員のうち、画像の取扱いを担当する職員をいう。以下同じ。）の指定及び解除に関すること。

(防犯カメラの設置に係る措置)

第 5 条 管理責任者は、防犯カメラを設置するに際して、次に掲げる措置を講じなければ

ならない。

- (1) 防犯対象区域ごとに、当該防犯対象区域内の見やすい箇所に防犯カメラを設置している旨を表示すること。
- (2) 市民等の権利保護を図るため、防犯カメラの撮影対象区域は、設置目的の達成に必要な最小限の範囲とし、個人の住居など私的な空間が映り込まないように調整すること。
- (3) 画像表示機器及び録画機材の設置場所については、管理責任者の許可を得たもの以外の立ち入りを禁止する等の措置を講じ、画像の外部漏えい等を防止すること。

(画像等の保管)

第6条 管理責任者は、防犯カメラによって撮影された画像及び画像を収録した記録媒体（以下「記録媒体」という。）について、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 画像及び記録媒体の取扱者を定めるとともに、画像及び記録媒体を検索できる者を限定すること。
- (2) 画像及び記録媒体の保管期間（重ね撮りする場合における上書きするまでの期間を含む。以下同じ。）を2週間を限度として定めること。
- (3) 前号の規定により定められた保存期間経過後は速やかに画像の消去、記録媒体の破砕等の処理を行うとともに、その処理手順を明確にしておくこと。
- (4) 画像は加工せずに、撮影時のままで保管すること。
- (5) 画像から知り得た市民等の情報を他に漏らさないこと。
- (6) 記録媒体は、施錠等により防護された場所に保管すること。
- (7) 画像及び記録媒体を呼び出して画像表示機器に再生するときは、管理責任者又は取扱者が行い、かつ管理責任者が指定した場所で行うこと。
- (8) 記録媒体の画像表示機器及び録画機材を設置場所から持ち出すことを禁止すること。ただし、保守点検等の理由により管理責任者が許可した場合は、この限りでない。
- (9) その他、画像及び記録媒体の不正利用、外部流出、改ざん、逸失等を防止するために必要な措置を講ずること。

(画像等の保存期間の特例)

第7条 管理者は、次に掲げる場合においては前条第2号に規定する限度を超えて保存期間を定め、又は延長することができる。

- (1) 画像及び記録媒体に不法行為又は不法行為であるおそれがある行為が記録されている場合
- (2) 次条第1項ただし書きに規定する利用又は提供を行う場合
(目的外利用及び外部提供)

第8条 画像及び記録媒体の内容は、公開してはならない。ただし、画像から識別される特定の個人（以下「本人」という。）の同意がある場合又は法令に基づく場合は、管理責任者は画像及び記録媒体を設置目的外の目的（以下「目的外」という。）に利用し、又は第三者に提供することができる。

- 2 管理責任者は、前項ただし書きに規定する利用又は提供を行う場合は、前条第2号に規定する記録媒体の保管期間を延長することができる。

- 3 管理責任者は、第三者から画像の利用申請があるときは、防犯カメラ画像利用申請書（別記第1号様式）の提出を求めるものとする。
- 4 運用責任者は、管理責任者の指示に基づき、第1項の規定による目的外の利用に際し、提供する必要があると認められる画像の内容及び範囲を選択するものとする。
- 5 画像取扱職員は、運用責任者の指示に基づき画像を検索した場合、その結果を運用責任者に報告しなければならない。
- 6 画像取扱職員は、画像を検索したときは、防犯カメラ画像検索簿（別記第2号様式）にその内容を記録しておかなければならない。
- 7 画像取扱職員は、運用責任者の指示に基づかないで画像を検索してはならない。
- 8 管理責任者は、第3項の申請に基づき、第三者に画像を提供しようとするときは、事前に市長の許可を受けなければならない。ただし、犯罪防止等の事由により急を要する場合には、事後の報告をもって代えることができる。

（開示請求）

- 第9条 管理責任者は、本人から当該本人が識別される画像の開示を求められたときは、本人に対し、当該画像を開示するよう配慮しなければならない。
- 2 管理責任者は、本人からの当該本人が識別される画像の開示に係る求めに応じ、当該画像を開示するときは、運用責任者を立ち合わせ、立ち会った旨を記載した文書に本人より署名押印してもらうものとする。
 - 3 管理責任者は、前項の文書を当該開示した日の属する年度の翌年度の4月1日から1年間保存しなければならない。

（防犯カメラに係る画像の取扱い）

- 第10条 市が設置した防犯カメラに係る画像の取扱いについては、印西市個人情報保護条例（平成12年条例第25号）に定めるところによる。

（補則）

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

別記

第1号様式（第8条）

防犯カメラ画像利用申請書	
年 月 日	
印西市長 様	
(申請者) 住所 機関名等 代表者氏名 担当者氏名 電話番号	
㊟ ㊟	
下記のとおり、防犯カメラ画像の利用を申請します。	
記	
利 用 目 的	☐ 犯人検挙のため ☐ 事後捜査のため ☐ その他（理由 ）
防犯カメラ設置場所	
防 犯 カ メ ラ 番 号	
検 索 画 像	年 月 日 時 分ころから 年 月 日 時 分ころまで
特 記 事 項	

W第2号様式（第8条）

防犯カメラ画像検索簿		年	月	日
検 索 指 示 者 （ 運 用 責 任 者 ）	所 属・職 名	氏 名		
		㊟		
画 像 取 扱 職 員	所 属・職 名	氏 名		
		㊟		
検 索 指 示 年 月 日	年 月 日			
検 索 目 的	☐ 犯罪の捜査 ☐ その他（理由 ）			
検 索 日 時	年 月 日 時 分ころから 年 月 日 時 分ころまで			
防犯カメラ設置場所				
防 犯 カ メ ラ 番 号				
検 索 画 像	年 月 日 時 分ころから 年 月 日 時 分ころまで			
検 索 結 果	☐ 検索画像 在 （内容 ） ☐ 検索画像 不在 ☐ その他 （ ）			
特 記 事 項				